

ANGEL★COMPANYマスコットキャラクター利用取扱規程

(ANGEL★COMPANYキャラクターライセンス)

改訂版

(目的)

第1条 この規定は、ANGEL★COMPANY（以下、「当会」という。）が定めたマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター著作権)

第2条 キャラクターの基本デザインの著作権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）は、すべて当会に帰属する。

(利用許諾)

第3条 キャラクターを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用許諾申請を行い、当会より利用許諾を得なければならない。

2 利用許諾を受けた事項を変更する場合についても、前項の規定と同様とする。

3 当会は、前2項の規定によりキャラクターの利用を許諾する場合においては、条件を付することができるものとする。

4 当会は、申請者が第1項および第2項の規定による利用許諾申請に要した費用については、一切の責任を負わないものとする。

(利用の不許諾)

第4条 当会は、第3条の規定による利用許諾申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許諾しないものとする。

(1) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。

(2) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められるとき。

(3) 立体物で、その形状等がキャラクターの立体物と認められないとき。

(4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。

(5) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるものに利用する場合

(6) 公共性を損なうもの又は損なうおそれのあるものに利用する場合

(7) 公序良俗に反するものに利用する場合

(8) その他キャラクターの使用が適当でないと認められるとき。

(利用許諾料)

第5条 キャラクターの利用許諾に係る利用許諾料については、著作権法上で定められた条件で利用する場合には、利用許諾料無償での利用を許諾する。

2 キャラクター自体を商品として販売するもの、付加価値が生じる商品に利用する場合は、有償での利用許諾とし、当会と別途協議のうえ事例ごとに決定し文書にて通知するものとする。

3 有償利用の場合、キャラクターの利用許諾料は、別表に定めを基準とする。なお、次に掲げる商品については、別表の定めにかかわらず利用許諾料を別途個別に協議の上決定することができる。

(1) 原価率が著しく高い商品

- (2) 特殊な原材料を使用するなど特殊な商品耐性の商品
- (3) 金融商品等販売総額の特定が難しい商品
- (4) その他特殊な事情があると会長が認める商品

(利用許諾料等の納付)

第6条 利用者は、当会から利用許諾を得られた日から起算して2週間以内に、規定により算出した利用許諾料（利用許諾料を減額することとした場合は、減額後の利用許諾料）を指定の口座に振り込まなければならない。この場合における振り込み手数料は、利用者の負担とする。

2 前項の規定により納入された利用許諾料は、理由のいかんを問わずこれを還付しない。利用許諾を受けた事項の変更により新たに利用許諾料が納入された場合も同様とする。

(無償利用及び減額利用)

第7条 前条の規定にかかわらず、当会は利用許諾料を免除または利用許諾料のうち当会が必要と認める割合を減額することができる。この場合における基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 無償の基準

- ア 著作権法上で定められた条件で利用するとき。
- イ 国、他の地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に利用するとき。
- ウ 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のため利用するとき。
- エ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に利用するとき。
- オ その他公益上の観点から、当会が無償とすることが適当であると認めるとき。

(2) 減額の基準

公益上の観点から、当会が減額することが適当であると認めるとき。

2 前項の規定により利用許諾料の免除を受けようとする者は、当会にキャラクター利用許諾料免除申請書を提出するものとする。

(利用許諾期間)

第8条 利用許諾期間については、原則として1年以内とする。ただし、デザイン等の利用期間が限定されている場合は、当該利用許諾の期間を短縮することができる。

2 前項の期間満了後において、引き続きキャラクターを利用しようとするときは、あらためて利用許諾申請申請を行い、当会から利用許諾を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、キャラクターの利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は当該利用許諾を受けた事項を変更しない限り、第1項の期間満了後においても、本許諾契約の定めに従い在庫整理の期間として引き続きキャラクターを利用することができるものとする。

(利用上の遵守事項)

第9条 マスコットキャラクターの利用の許諾を行う場合は、利用者に対し、次に掲げる条件を付すものとする。利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用すること。商標登録、意匠登録は一切認めない。
- (2) 利用期間を厳守すること。
- (3) 第三者に無料・有料問わず、転貸又は貸出ししないこと。

(4) 印刷物に利用する際は、原則として©ANGEL★COMPANYの著作権表記と、『ANGEL★COMPANYマスコットキャラクター○○○(キャラクター名)』の説明を入れること。

(5) マスコットキャラクターのイメージが損なわれないように、利用許諾の内容並びに著作権法、著作権法施行令及び著作権法施行規則に従って適正に利用し、管理すること。

(6) 許諾を受けた利用形態、期間等を変更する場合は、改めて利用許諾申請を行うこと。

(7) 利用の許諾を受けた対象物の完成品のうち、その一つを完成後直ちに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。

(8) 住所又は氏名等を変更した場合は、速やかにその旨を当会に届け出ること。

(9) その他、当会が特に付した条件に従って利用すること。

(二次創作及び転載について)

第10条 マスコットキャラクターをモチーフとした二次創作利用、転載等に関する当会としてのガイドラインは以下を基準とします。

(1) マスコットキャラクターをモチーフにした「二次創作利用」については、書面にて申請のうえ、著作権法上で定められた条件で利用する場合には、利用許諾料無償での利用を許諾する。

(2) マスコットキャラクターを無許諾で商品化、営利商用、物販頒布目的で利用することは認めない。

(3) マスコットキャラクターの転載および二次創作物を公表するときは、当該二次創作物自体あるいはその説明文に、本会より許諾の旨、所在を示すURL及び指定するリンク、利用しているキャラクターの名称、本会団体名(以下、これらをまとめて「本会クレジット」といいます。)を表示しなければならない。

(4) マスコットに関するホームページを開設する場合は、あらかじめ書面にて本会より許諾を得なければならないものとする。なお、明確な位置への本会クレジットを必須条件とする。

(5) 本会の書面での許諾なく、公式やオフィシャル、公認などオリジナルであるかのような誤解を生じる表記や利用は禁止とする。

(6) 本会では、イラスト、コミック、小説、アニメ、フィギュア、ガレージキット、コンピュータ用プログラム等、全てのマスコットを題材とした二次創作利用において、性的表現・描写(いわゆる18禁もの)を禁止します。

(7) 二次創作利用の際、本会オリジナル素材(以下、「原著作物」という)の無断利用は禁止します。原著作物を利用する際は、あらかじめ書面にて本会に許諾を得なければならない。なお、当該素材毎に©ANGEL★COMPANYの著作権表記をし、再転載、配布の不可など注意書きを必須とする。

(表記例1)

『この作品はキャラクターライセンスに基づいて、ANGEL★COMPANY(<http://www.angel-company.net/>)のキャラクター「○○○○」(キャラクターの名前)を描いたものです。』

(表記例2)

©ANGEL★COMPANY

『この素材(イラスト)は著作権を保有するANGEL★COMPANYより、許諾を得て利用しています。転載、再利用は禁止させていただきます。』

(申請内容の変更)

第11条 利用者が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめマスコットキャラクター利用許諾変更申請書を当会に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾は、マスコットキャラクター利用変更許諾書をもって行うこととする。

(是正指導)

第12条 当会は、キャラクターの利用がこの規程及び許諾の内容に違反していると認められるときは、すみやかに是正するよう指導することができる。

(許諾の取消し)

第13条 当会は、利用者が前条の指導を受けたにもかかわらず、なお利用を止めようとしないと認められるときは、マスコットキャラクター利用許諾取消書をもって当該許諾を取り消すことができる。

(1) この規程に定める規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により許諾を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当会が特に必要と認めたとき。

2 当会は、前項の規定により許諾を取り消された者に対して利用物件の回収を求めることができる。この場合において、利用物件の回収等、利用許諾の取消しに伴い発生する費用の一切は、許諾を取り消された者が負担するものとする。

(補則) 第14条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、本会が別に定めるものとする。

2. この規定に定めのない事項、またはこの規定について解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決する。

附 則

この規定は、平成15年1月10日から施行する。

平成22年4月1日から改正施行。

平成23年5月18日から改正施行。

別表 (携帯コンテンツは除く)

目的	利用許諾料
販売を目的とするもの(パッケージを含む)	小売価格(税抜き)×3%×製造個数
販売を目的としないもの(景品等)	製造価格×6%×製造個数